

# 令和7年度第1回広島市立図書館協議会 会議要旨

日時	令和7年5月22日(木) 9時30分～11時10分		
場所	中央図書館3階 セミナー室		
公開・非公開の別	公開	傍聴人	6名
出席者	委員：林委員、岡田委員、河村委員、辰上委員、黒川委員、前田委員 事務局：石橋市民局次長、木本生涯学習課長、篠原中央図書館長、細田中央図書館副館長、佐藤中央図書館事業課長、末定こども図書館長		

## 議事(会議要旨)

### 1 開会

### 2 議事

#### (1)「広島市立図書館資料収集方針」について

<説明>

資料1に沿って生涯学習課長が説明。

<質疑等>

(河村委員)

ただいまの説明を聞いて、収集の仕方と基本的な考え方は、図書館だけでなく、公民館や他の施設も大切にしていけないといけないと感じた。市民の要求や意見を真摯に受け止めて、それを今回の改訂に反映してあるという点が非常に参考になった。参考資料1の「第1 総論」の「2 基本的な考え方」に記載があって、これを基本的な考え方に行っているという点は素晴らしいと思う。

そこで、1点だけ質問する。参考資料1の2ページ2の「(3)市民の要求を反映した収集」と記載があるが、その反映方法として、リクエスト等の直接の要求だけでなく、潜在的な要求や将来の要求も反映することは非常に素晴らしいと思う。リクエスト等の直接の要求については図書館に設置している「あなたの声」の投書箱で把握されていると思うので、潜在的な要求や将来の要求はどのように把握し、具体的にどのような要求があるのか教えていただきたい。

(中央図書館事業課長)

潜在的な要求とは、紙の本で言えば、この時世で話題になっていたり、興味・関心を引いたりする事柄が書かれている本を収集することであり、将来の要求とは、今後、必要になってくるであろうということを想定しながら収集していくことである。その中で、電子書籍は今回初めて扱うものなので、現時点でどのような要求があるか具体的に答えることは難しいため、今後、慎重に要求を調査していく。

(黒川委員)

今回の議題について、将来の要求を検討していくことは大変なことであり、大事なことであると考えており質問がある。

1つ目は、視覚障害者の方でも読むことができる音声付きの本について、現状、広島市ではどのくらいの冊数を管理しているか教えてほしい。

2つ目は、今以上にまだまだ収集すべき貴重な本が世の中にたくさんあるはずであり、全ての資料を収集するのは大変なことだということは理解している。公文書館で管理しているものもあると認識しているが、図書館においても歴史的なものを広島市も関わってもっと収集してはどうか。

最後に、前回の議題の中で生涯学習課から頂いた資料を確認すると、浅野文庫関係について、現状は中央図書館の中の資料室ということで、将来的には建物を建てて独立させる見込みだと思うが、組織関係がはっきりしていないと思う。今後、どのように独立した図書館になるか教えてほしい。

一方で、図書館ではなく、博物館の方がいいのではないかという意見もあると聞いており、基本的には前回資料を確認すると図書館としての整備となっているが、単に本の貸出しだけでなく、資料の展示や収集をするとすると博物館的な要素が必要だと思うので、どう考えているのか。

さらに、広島に関わる著名な文学者として選ばれている21名について、例えば、井伏鱒二さんは有名な方で、福山市で資料が保管されていると思うので、広島市は収集しない。また、「原爆の図」を描かれた丸木位里さんや赤松俊子さんも埼玉県東松山市に資料館があるので、広島市は収集しないのだと思うが、中沢啓治さんについては、なぜ広島文学資料の対象文学者21人に入っていないのか。21人の文学者の選定における判断の基準があれば教えてほしい。

(中央図書館事業課長)

まず、図書館に視覚障害者が読むことができる音声の本がどれくらいあるのかについて、収集しているのは中央図書館とこども図書館であり、CDブックやカセットブックなどがある。毎年度報告している要覧に記載のとおり、令和6年3月31日時点において、中央図書館では、カセットブック・点字という区分で蔵書数5,653冊である。同じく、こども図書館では、視聴覚資料としてCDを収集しており、令和6年3月31日時点では、129タイトル186本と報告をしている。

(生涯学習課長)

広島市内外に存在する貴重な本について、図書館で収集してはどうかという質問について、全ての本を収集することはできないが、例えば本の寄贈の申出があった場合には、「広島市立図書館資料収集方針」に沿って判断していくことになる。

また、浅野文庫等施設（仮称）についての質問があったが、現在、「浅野文庫等施設（仮称）整備基本計画」を策定した段階で、具体的な取扱い等については、これから検討する必要がある状況であることから、本日お示ししている資料収集方針は、浅野文庫等施設（仮称）を反映したものではない。組織関係ということであるが、具体的にどのような体制で行うかは今後検討していく項目であり、本日明確にお示しはできない。

さらに、浅野文庫等施設（仮称）に博物館機能を持たせてはどうかという質問について、これまでの浅野図書館から中央図書館への経緯や歴史を踏まえ、浅野文庫等施設（仮称）は、図書館として整備することにしている。その中に展示・図書コーナーも入れていく予定であるため、博物館的な要素も入ってくる。研究という分野でも、新しい浅野文庫等施設（仮称）では重要な要素であると考えているため、そのような機能を持たせることとしている。

最後に、広島文学資料の対象文学者21名について、いろいろ人名を紹介していただいたが、文学者として捉えられるのか否かを考慮する必要がある。現在は、文学者21名を収集対象としており、今後、浅野文庫等施設（仮称）で広島文学資料を扱っていくに当たって、対象文学者を拡大することを検討している。例えば、丸木位里は画家であり、文学者といえるかどうか。今後追加するかどうかは、文学者として捉えられるのかも踏まえて考えていくことになると思う。

(辰上委員)

参考資料1の15ページ「資料収集選択基準」における「中央図書館（2）児童図書 イ 選択の留意点」の（ア）について、「地域の特性を考慮して資料を収集する。」とあるが、地域の特性として具体的な方針があるか教えてほしい。

(生涯学習課長)

「地域の特性を考慮して」という表現は、区図書館の文言と統一したものであり、特に中央図書館だからということではなく、これまで区図書館で児童図書の資料収集をする際に、地域の特性を考慮して資料の収集してきたことと同様に表現しているものである。

(辰上委員)

今まで中央図書館には児童書がなかったので、資料収集選択基準をこども図書館や区図書館と同じように定められたのだと思う。

ここで提案だが、広島駅前に移転する中央図書館の児童コーナーの特性として、児童療育に特化したコーナーを設置して、中央公園内にあるこども図書館や各区の図書館とは違う取組をされてはどうか。

「地域性を考慮して」という言葉のとおり、様々な障害のあるこどもの支援を行っている広島市こども療育センターは東区光町にある。また、広島市には育成園、二葉園、山彦園、愛育園の4つの児童福祉施設があるが、育成園と山彦園は南区西蟹屋、二葉園と愛育園は東区光町にあり、近くには広島市児童相談所が設置されている。エールエールA館の所在地は南区松原町で、これらの施設とかなり近い場所にある。

市側は移転を進めるに当たり、障害のある方に優しい図書館になるということを主張していた。新中央図書館では、かなり広いスペースを児童コーナーとして計画しており、車椅子やベビーカーでも楽に移動できるような動線で、育児支援に適した環境にあると考えられる。是非、育児支援や児童療育に特化した取組をしていただきたい。中央図書館では、これまでビジネス支援や認知症ブックカフェなど、積極的な取組をして、実績を重ねている。これまでのノウハウを生かして、こども療育センターと協力し、児童療育に特化した新たな企画や取組などを行えば、これまで図書館に足を運んでこなかった方々の来館を促すことになると思う。

障害といっても、外的に見える障害と内面の障害があり、内面の障害はその認定が難しい。療育センターなどでも認定を受けるまで時間が掛かることがある。子育てに関わっている保護者の悩みや葛藤に少しでも寄り添うことができるように、また、こどもたちや保護者をサポートする専門家たちのためにも、こども向けの児童療育に特化した図書等を充実していただきたい。あとは、外部から母親の悩みに寄り添う方、療育センターで働いている方、デイサービスなどで働いている方も悩みながら試行錯誤していると思うので、サポートしている方の参考になるような資料なども併せて充実させていただきたい。

(生涯学習課長)

エールエールA館の地域特性として、知的障害や発達障害なども含めて、障害のあるこどもたちが集まる場所が近いという特性を捉えて、児童療育に特化したような、いろいろな資料を収集してはどうかという提案だと理解した。

特化したコーナーにすぐになるか分からないが、貴重な提案として、今後の参考とさせていただく。

(林委員長)

中央図書館が図書館のハブになるイメージがあるが、例えば、領域的に生涯学習、児童福祉等の関係と考えると、東区、南区はそういうセンターが非常に多くあるため、図書館も福祉のネットワークの一員として、果たす機能を考えていければよい。

## (2) 広島市立中央図書館の臨時休館について

<説明>

資料2に沿って生涯学習課長が説明。

<質疑等>

(前田委員)

物理的な、閉館に伴ういろいろなサービスの停止だと思うが、電子図書館は9月からサービスを開始するというので、そもそも電子図書館の貸出しやシステム等がどうなっているのか。現行のシステムとの連動を考えたときに、うまく擦り合わせができるのか。初めて電子図書館で貸出しを希望される方などの仕組みが全然分かってないが、IDの発行などはどのような感じか。

(生涯学習課長)

電子図書館サービスは9月から開始することになっている。中央図書館そのものを利用することは難しい状態になるが、新たに導入する電子図書館サービスも使っていただきたい。

電子図書館サービスの具体的な内容については、まだ契約が終わっていないため、事業者ごとにいろいろなスキームがあり明確なことがお伝えしづらいが、基本的には、現在の図書館のホームページから入っていただき、専用のサイトに移るようなサービスを想定している。今の図書館ホームページなどを活用し、電子図書館サイトにアクセスしていただく。IDについては、基本的に、現在の図書館の利用で登録している方はそのまま利用していただき、新規の場合は、具体的にどうするのかはまだお伝えできないが、デジタル上での手続きができると思う。

(前田委員)

むしろ、それを期待している。要するに、全部ネットの中で完結しないと意味がない。特に、新しいことで、中央図書館が休館しているためその手続きができないのはナンセンスだと思う。

それから、現行のシステムと既存セキュリティもそうだが、いろいろなことで整合性がきちんと合うようにシステム作りをお願いしたい。

(生涯学習課長)

今後、具体的な作業を進めていくので、いろいろ配慮をして進めていく。

(黒川委員)

来年の4月に新館が開設するため、若干機能が使えなくなる。

しかし、各区の図書館、もちろん県立図書館は別の団体ではあるが、検索機能など、他県の図書館との連携は県(立図書館)や各区の図書館においてもかなり対応してもらっている。ただし、区の場合は、区によってスタッフの関係もあり、余裕がない。中央図書館の利用者がどれだけ各区に分配されるか予想がつかないが、場合によっては、各区の業務が増える可能性がある。

要するに、代替の機能について、電子検索の場合も含めてコンピュータはうまくいかないため、窓口は何かないのか。相談窓口をどこかに設置するという考えはあるか。今ある施設を利用して、代替で機能を維持することができるかどうか考えていただきたい。

(生涯学習課長)

今回、臨時休館を公表したのは、周知期間をしっかりと取って、あらかじめ準備していただきたいというところもあり、早めに公表した。臨時休館まで少し期間があるので、できることはやっていきたい。

(辰上委員)

広島市内に公民館は71館ある。公民館の図書室の本は、全て中央図書館から運ばれているが、1か月に1度、100冊ほど入替えを行っているという話を聞いている。中央図書館の休館中、公民館の図書室の本はどのように入替えを行うのか。

(中央図書館事業課長)

休館中、入替えは行わない。入替え用の本も引越しの対象となっているため、送ることができない。

### (3) こども図書館再整備に係る基本設計について

<説明>

資料3に沿って生涯学習課長が説明。

<質疑等>

(前田委員)

昨年の6月に、建築家の安藤忠雄氏が「こども本の森」を寄贈するという話があり、報道等ではそれを受けるといった内容だったと思うが、この再整備とは無関係に進められるのか。建物は寄贈されるが運営は市の方で一体的に行うという話だったと思うが、そうであればそこを視野に入れた上で進めていくべきだと思うが、どう考えているのか。

(生涯学習課長)

安藤氏側から、「こども本の森」という施設を寄附したいという御意向を受けており、こども図書館の隣接地に整備されれば、こどもの読書環境の向上を一層図ることができると考えており、協議を続けているところである。現時点ではお示しできる内容はない。

「こども本の森」は、こども図書館の再整備を前提としたものである。基本的に、こども図書館再整備は「広島市立図書館再整備方針」に基づいて行っているものであり、それに加えて「こども本の森」ができれば、より一層読書環境の充実が図れると考えている。具体的な内容については協議中でお答えできないが、全く無関係で進んでいるわけではない。こども図書館の再整備を前提として協議を続けている。

(黒川委員)

資料3の3ページのスケジュールの令和4年度、『中央公園内の公共施設の集約化等に係る方向性』の決定について、こども図書館だけではなく、こども文化科学館や青少年センター、ファミリープール等他の施設も含まれている。また、そのときは中央図書館を駅前に移転することは決まっていなかったが、計画がもう決まっているという説明も一部ではあった。

今の説明を聞くと、「こども本の森」の整備も含めて考えられる場合は、元の計画に変更を加えるということか。言えない部分があるのはよく分かるが、イメージが全く湧かない。環境整備や周辺環境との調整をするということがなければ、この図書館だけで考えてもうまくいかないのではないかと思う。具体的にはどの場所に造るのかということ抜きにして、急にどこかの場所にぽつと入るよということを発表するやり方は、従来のやり方とはそぐわないと思う。全く別の場所であれば良いが、中央公園内に整備されるのであれば一貫性があるのだろうと思うが、もう少し全体像を話した中で回答をしていただきたい。

それと、こども図書館について、何年ぐらいもつような建物を想定しているのか。

また、予算についても、将来計画を含めて御意見を頂きたい。

(生涯学習課長)

御指摘については、中央公園内の公共施設の集約化等に係る方向性との調整が「こども本の森」についてもあるのではないかということだと思ふ。中央公園内の公共施設の集約化についてはかなり進んできており、旧市民球場跡地の整備が終わって、環境としてはどういふものか市民の方にも御理解いただいているような状態ができていると思ふ。それらを想定しながら環境を考えていくことはできると思ふ。「こども本の森」についてはまだ決定事項ではないので、具体的にお伝えするのが難しい状況であることは御理解いただいていると思ふが、中央公園内に整備するということになれば、当然考えに入れなければいけないだろうということは認識しているので、協議等が整って具体的な内容をお示しできる状況になれば進んでいくと思ふ。

耐震・長寿命化改修工事によってどれくらい建物が長寿命化するかということについては、一般的なものと、長寿命化工事によって、20年から30年程度は長寿命化すると聞いているので一つの参考になるのではないかと思ふ。

事業費については現在まだ精査しているところであり、現時点では最新のお示ししたものはない。

(辰上委員)

書庫について、現在、約21万冊の蔵書があり、議会を傍聴した際に約1.5倍の冊数が収蔵できると答弁されていたが、具体的には何冊程度を想定されているのか。

(生涯学習課長)

書庫の面積について、現在は1階と2階を合わせて合計137㎡である。再整備後は、地下1階が約80㎡、1階が約120㎡の合計約200㎡となっており、面積比だけで約46%増加する。また、書庫内の書架については、原則、集密書架とすることにしており、現在の約1.5倍の収蔵能力を確保する計画としている。こうしたことにより、こども図書館の現在の蔵書、1年前の数値だが約21万800冊を全て収蔵可能であり、今後の増加への対応も可能であると見込んでいる。冊数ベースになると、かなり緻密に計算していかなければお示しができないので、具体的な数字については引き続き行方実施設計等において整理したいと考えている。

(辰上委員)

資料3の2ページ目のこども図書館専用エリアのレイアウトの「総合案内・ミュージアムショップ」という表示があるところについて。資料3の1ページ目の緑色部分はこども図書館が占有する場所でグレーは違うと判断したが、どうなのか。また、総合案内とミュージアムショップを1階に配置した理由を教えてください。

また、プラネタリウムの入場券はどこで販売されるのか教えてください。

(生涯学習課長)

御指摘のとおり、「総合案内・ミュージアムショップ」の部分はこども図書館の専用エリアではない。ここはこども図書館や青少年センターと共有の部分ということになる。総合案内をこの場所に置いたことについては、主にこども文化科学館に係る内容になると思ふ。こども文化科学館が2階以上をメインに使っていくことになると、動線としてこどもたちと一緒に来られる際に案内する所を選ぶとすると、やはり1階が良いのではないかということで、総合案内とミュージアムショップは残していくものと考えている。

プラネタリウムのチケットをここで買えるかどうかは、こども文化科学館の担当課にはっきり確認していないため、ここでは回答できない。

(辰上委員)

図書館に来られた方は静かに本を選びたいと考えていると思うし、1階のおとぎの部屋はおはなし会の部屋なので、ゆったりとした気持ちでおはなし会に参加したいと考えていると思う。こども文化科学館の管轄ということで答えにくいとは思いますが、ミュージアムショップの年間売上げが1億円以上あるとかであれば1階の一番目立つ場所に置く意味があると思うが、継続して設置しなければならないのか、よくよく検討していただきたい。

物販を行うならレジが必要になるが、レジを置くとなると人員が1名から2名は必要になるが、その際の人件費等も気になる。また、こども文化科学館に関係するということであるならば、防犯の面からもレジは1階ではなく、プラネタリウムのチケットの販売も含めて2階より上にまとめたほうがよいと思う。市議会の都市活性化対策特別委員会で議論された際には、2階に上がってすぐの所、こども文化科学館の階段を上がってメインの入口になる場所が分かりにくいという意見があり、私自身もその印象を受けた。入口を明確にして、その場所にミュージアムショップを配置してプラネタリウムの入場券と一緒に販売してはどうか。来場された方が、プラネタリウムの上映開始前にショップを見ていくということも考えられると思う。

1階のロビーはトイレ等の動線にもなると思うので、ここにミュージアムショップを置くのではなく、休憩や水分補給、おとぎの部屋でのおはなし会開始前の待合所など、来場者が集えるスペースになったらよいのではないかと思う。家族の方がトイレに行っている間に少し待つ場所や、水分補給ができる場所が見当たらなかったのも、そうした形での活用や、簡単な椅子等を置いて休憩できるように考えていただければと思う。

(生涯学習課長)

こども文化科学館の所管課と共有させていただく。また、建物の設備を主に記載しているので、それ以外の部分で今後の検討に係る部分については、実施設計の中で検討していく。

(辰上委員)

研修室の場所について、資料の図面の中で明確に記載がないが、100名程度の収容可能な研修室が必要ではないか。こども文化科学館内にある研修室も、青少年センターの第1集会室の定員も約100名で、中央図書館のセミナー室も約100名だが、中央図書館が現在の場所にはなくなってしまったので、こども文化科学館とこども図書館、青少年センターの三つの施設の利用者が利用しやすいよう定員100名程度の研修室が必要になってくると思う。

また、アポロホールを多目的室としても使えるよう工夫するといったことが都市活性化対策特別委員会の資料にあったと思うが、多目的室が研修室として使える等、具体的な案があれば教えていただきたい。

(生涯学習課長)

全体として建物自体を大きくするわけではないので、できるだけ工夫をしながら、実現可能なものを確保していこうと努力をしている。100人規模の研修室をこの建物の中で新たに確保するのは中々難しい。できるだけ共有をして多目的に使うことで利用の度合いを高めて、様々な利用の仕方に応えていく施設にしていく必要がある。

アポロホールについては、ステージの前方の床をフラット化するというところで、より具体的な利用がしやすいように工夫していくと聞いている。その辺りを合わせて使っていただくということと、3階の多目的室も共有するというような調整をしながら利用していただくことになると考えている。

また、近隣の施設も全体がどうなるかということもあるが、例えば、広島城三の丸歴史館なども、場合によっては利用していくということを考えている。

(辰上委員)

建物の広さに限りがあるというのは、重々承知している。3施設の利用者の方の利便性を考えて配慮していただければと思う。今後、こども文化科学館やこども図書館の実施設計の内容も踏まえて、ワークショップや市民意見募集を行う予定があるか。

(生涯学習課長)

その辺りについては、こども文化科学館の展示の在り方等にも関わってくると思うので、持ち帰らせていただく。

(辰上委員)

市民に参加してもらうことで、思わぬアイデアが出てくることもあるし、意見を出して関わったことで親しみが湧いてボランティア等をしてみようという方も出てくると思う。市民の方に愛着を持っていただく施設にするために、是非ともいろいろな形で意見を集約していただければと思う。

それから、こども図書館再整備のスケジュールについて教えていただきたい。令和8年から令和10年度の改修工事中、こども図書館は閉館になるのか。

(生涯学習課長)

工事に入ると、こども図書館の建物内で現在と同じようなサービスを提供し続けることは難しいと思う。しかし、長期間の工事になるので、できるだけサービスが維持できるものは継続していくことも考えて、例えば仮移転というような形で、場所を変えて一部の提供できるサービスに限って続けられるものは継続していくことを検討していきたいと考えている。

(辰上委員)

エールエールA館に移転した後の現中央図書館の建物に機能を移すことも検討しているのか。機能を移すなら閲覧や貸出しも行ってほしいと考えているが、可能か。

(生涯学習課長)

工事期間中に仮移転するという場合には、一部の業務の継続は可能であると考えている。現在地に近いこともあるので、この現中央図書館の建物の活用も含めて検討している。ただし、この建物については、今回の中央図書館等移転整備のきっかけにもなった耐震改修が未実施という課題があるため、利用者が長く館内に滞在するサービスを提供できるかどうかをしっかりと考えなければいけない。利用者が長く館内に滞在するサービスが提供できない場合も考えており、その場合は、例えば予約本の貸出しや返却等の一部サービスに限定した上で、仮移転先でのサービスを継続するといったことも検討している。

(林委員長)

御報告をされていたが、実際にこの現中央図書館の後が使えるのかどうかというのも、中々難しいということがよく分かった。その辺りはっきりするのはいつになるのか。

(生涯学習課長)

引き続き検討を進めなければいけない状況である。いつまでというところが明確にできていない。工事そのものは令和8年度から入る予定であるが、令和8年度の当初の工事開始ではない。しっかり進められるように準備を進めていきたい。どういった形になるか明確になったタイミングで報告したい。

#### (4) その他の発言

(黒川委員)

議題にしてほしいと思っているが、前回の図書館協議会で学校司書の方の待遇について質問をしたが、教育委員会の方がいないので回答できないとのことで後日メールの連絡を頂いたが、納得できる回答ではなかった。

その理由は、司書教諭と図書館の司書は職種が違うにもかかわらず、市立高校には学校司書がないが司書教諭を配置しているという説明があった。それを前提としても、小学校中学校の学校司書の状況も全国的な状況とは反している。広島市には2中学校区に1人、他県では1中学校区に1人配置されている。ここでもかなりの隔りがある。

いつの間にか高校に学校司書がいなくなった理由、その根拠を教えてください。

(生涯学習課長)

議題にというお話を頂いた学校司書の話だが、図書館協議会は、公立図書館の運営に関する審議会であって、学校図書館を直接の対象としていない。

これまで説明したのは、こどもの読書活動を推進していくという中で、当然連携しているので、教育委員会事務局の職員も出席し説明の補助をしてもらっていたということである。学校司書そのものを議題にすることは予定していない。

(黒川委員)

メインの議題にしてほしいという話をしたのではない。これは本来、教育委員会の管轄で、教育委員会は独立した行政機関であるから、こちらが口を出すことではない。議題としてこちらが提案したわけで、それに関して関連した質問をしている。そこは押さえていただきたい。

この質問は、本来私が教育委員会にすればよいと思うが、前回も前々回も関連質問があり、その回答が違うのではないかと感じて質問をした。

(生涯学習課長)

お話があった内容については、教育委員会事務局と協議をさせていただく。

(黒川委員)

私たちが学校の中に入っていきわけにはいかないが、学校がどういう状況になっているかはある程度把握しておかないと、うまくいかないのではないかとということで話をしている。決して学校の教育に介入しようということではない。関連することで、参考意見として聞きたいということを行っているだけである。十分協議してもらえれば有難い。

(林委員長)

学校司書は、学校図書館法の中で位置付けて、学校図書館事務職員というような形で配置されることがあった。その中で、公立図書館の方から司書が学校司書になれるようにという、連携を図って、(公立)図書館の方からも送られてきた。それが各区の1人配置から始まったと思う。

今、2中学校区で1人の配置である。2中学校区で1週間に1回か、2週間に1回とかで各地へ行かれている。そういうところは徐々によくなってきているという状況である。

少し驚いたのは、高校では学校司書が置かれてないという報告があった。これはやはり、連携を図っていく公立図書館としても、学校図書館や教育委員会に向けて、活性化していくのは大事だということ、言ってもよいと思う。

(市民局次長)

学校司書は非常勤の職員で、配置の充足状況などは黒川委員から御紹介があったとおりである。教育委員会事務局としても、司書だけでなく学校の図書を購入も含めて、図書室の充実に関してはしっかりやっていきたいという思いは当然持っている。

教育に携わっている職員がたくさんいるが、一方で、様々な教育課題が山積する中で、緊急性の高い事案や事業などがどうしても優先される傾向にあることは皆様も御承知のとおりかと思う。

そうした中でも、例えば、図書室のパソコンをしっかりと更新していくために手配をしたりするというような協力はしてきた。そういった形で、学校の図書室の充実に関しては、教育委員会事務局からしっかりと各学校に対して支援をしたいという考えを持った上で、事業を進めているというのが現状である。

高校については承知していなかったため、その点は改めて、今日の御意見などもしっかりと教育委員会にも伝えていきたいと思う。

### 3 閉会

(林委員長)

これをもって、本日の会議を閉会とする。